

政府開発援助（ODA）に関する会計検査の結果についての
報告書（要旨）

平成19年9月

会計検査院

検査の背景

参議院からの検査要請は、政府開発援助（ODA）についての次の各事項である。

(1) 検査の対象

外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）

(2) 検査の内容

政府開発援助（ODA）についての次の各事項

開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について

特に

- ・対コスタリカODAにおける株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル（PCI）に係る不祥事の概要、同種事案の有無
 - ・外務省、JICA及びJBICのPCI等日本の開発コンサルタント会社に対する事務・業務の委託契約の状況
- 草の根・人間の安全保障無償援助の実施状況について
- スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について

(3) 前回の会計検査の実施状況

上記の要請により実施した会計検査の結果について、18年9月21日、会計検査院長から参議院議長に対して報告した（以下、この報告を「18年報告」という。）。

18年報告のうち、「第2 開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について」及び「第4 スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について」は、18年報告の検査の結果に対する所見において、引き続き検査を実施する必要があるものの検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について

1 JICAとPCI等との委託契約11箇国13案件

(1) JICAから報告を受けたPCIの返還金額

18年報告の後に、JICAにおいて11箇国13案件の再委託契約について精査した結果、実際の再委託契約の金額が確定するなどしたため、経理処理や精算手続が事実と異なり適切でない再委託契約の件数は2件増え、36件から38件となった。そして、JI

ＣＡは、再委託契約ごとの契約金額を上限として精算を行った精算金額と精査の結果判明した支払金額との差額を返還金額として認定することとした。

ＪＩＣＡは、上記38件のうち、精算金額を上回る支払が行われていたことから返還を要しなかった3件を除いた35件について、ＰＣＩに対し、不正請求額計85,576,635円及び利息分等の返還を請求し、18年10月27日までにＰＣＩから117,663,041円を返還させた。

(2) 会計検査院の検査により新たに判明した事態

会計検査院は、ＪＩＣＡ本部において会計実地検査を行い、ＰＣＩから提出を受けた精算報告書及びＪＩＣＡが現地調査で徴した領収書等の関係資料の提出を受けて上記の返還金額について検査した。また、ＰＣＩの本社に赴き、ＰＣＩの社員から、ＪＩＣＡへ提出した精算報告書の作成方法等や社内の経理処理について説明を聴取し、これに係る書類の提示を受けるなどして実地に検査した。

今回の検査で、ＪＩＣＡがＰＣＩから返還を受けた上記の11箇国13案件に係る再委託契約35件のうちＰＣＩが適切でない経理処理や精算手続を行っていたのは34件であり、トルコ共和国の「イスタンブール地震防災計画基本調査（第2年次）」に係る地質データベース構築の1件については、ＰＣＩと共同企業体を構成していた応用地質株式会社（以下「応用地質」という。）が適切でない経理処理や精算手続を行っていたことが判明した。

会計検査院は、上記のとおり、応用地質が再委託契約に関し適切でない経理処理や精算手続を行っていたことが判明したため、応用地質が12年度から16年度の間、ＪＩＣＡと契約した業務実施契約のうち、再委託契約が締結されているもの4案件7契約（応用地質が15年3月に営業譲渡したコンサルタントに係る1案件1契約を含む。）について実地に検査した。

その結果、11箇国13案件に含まれるトルコ共和国の「イスタンブール地震防災計画基本調査（第1年次）」に係るボーリング、土質試験、物理探査の再委託契約において、ＪＩＣＡが応用地質に対して4,841,881円を過大に支払っていると認められる事態が、前記35件のほか更に1件判明した。

2 ＪＩＣＡ等とＰＣＩ以外のコンサルタントとの委託契約に係る71案件96契約

(1) ＪＩＣＡの委託契約

会計検査院は、60案件に係る20コンサルタントの本社に赴くなどして、ＪＩＣＡに

対する再委託契約の精算方法や社内の経理処理の状況について説明を聴取するとともに、JICAが提出を受けていた領収書等とコンサルタントが保存していた社内の伝票等の経理書類とを照合するなどして、実地に検査した。

会計検査院がコンサルタント20社に赴くなどして今回検査した範囲では、現時点で返還を要すると認められる事態は見受けられなかった。

ただし、会計検査院による検査の過程で、2案件において、支払額の総額は精算金額と一致していたが、再委託先に対する前払等の支払について、JICAが提出を受けていた領収書がコンサルタントの社内の経理処理に用いられた実際の領収書と異なっていて、JICAに対する精算報告書の内容が事実と相違していたものが見受けられた。

また、会計検査院では、再委託先の協力の下に5案件の再委託契約について、タイ王国、インドネシア共和国及びグアテマラ共和国の3箇国に職員を派遣して、再委託先に対し、実地に調査した。

会計検査院が再委託先を今回調査した範囲では、現時点で特に報告すべき事項は見受けられなかった。

(2) J B I Cの委託契約

会計検査院は、J B I C本店において会計実地検査を行い、11案件すべてについて、J B I Cに精算報告時に提出されていた再委託契約書、領収書等と、J B I Cが再委託先を調査した際に確認した再委託契約書、領収書等の関係書類を照合した。また、コンサルタントから、社内の経理で計上されている再委託契約の支払額等について、J B I Cを通じて報告を受けて、上記のJ B I Cが提出を受けていた領収書等と照合した。

会計検査院がJ B I Cなどを今回検査した範囲では、現時点で特に報告すべき事項は見受けられなかった。

また、会計検査院は、再委託先の協力の下に2案件の再委託契約について、タイ王国及びインドネシア共和国の2箇国に職員を派遣し、前記のJICAの委託契約についての調査と同様の点に留意して再委託先に対し、実地に調査した。

会計検査院が再委託先を今回調査した範囲では、現時点で特に報告すべき事項は見受けられなかった。

3 検査の結果に対する所見

会計検査院は、JICAとPCIとの委託契約のうち、18年報告において再委託契約に係る経理処理や精算手続が事実と異なっていることを記述した11箇国13案件について、引き続き検査を実施した。その結果、PCI以外に、PCIと1案件2契約において共同企業体を構成していた応用地質においても、適切でない経理処理や精算手続を行っていたことが判明した。このように、PCI及び応用地質が現地で締結した再委託契約の精算に当たって適正を欠く事態があったことは遺憾である。

また、会計検査院は、JICA等とPCI以外のコンサルタントとの委託契約のうち、18年報告においてJICA等から再委託契約の精算の適否について特に問題がなかった旨の報告を受け、その内容を検証する必要があるとした71案件について、JICA等及びコンサルタントの調査内容を検査した。会計検査院が今回検査した範囲では、現時点で返還を要すると認められる事態は見受けられなかったが、JICAがコンサルタントから提出を受けていた精算報告書の再委託契約に関する支払の内容が事実と相違していたものが見受けられ、コンサルタントから精算に関して事実即した的確な報告を受けると認められる。

JICA等においては、今回のPCIの不祥事にかんがみ、再委託契約を伴うコンサルタントとの委託契約について、ガイドライン等を改正するなどしているところであるが、コンサルタントの業務主任者等の精算報告に対する社内の審査体制と確実な支払方法とされている銀行送金による支払の状況にも留意して、適正な契約の履行の確保に努める必要があると認められる。

外務省、JICA等においては、このような事態が生じることのないよう、引き続き不正等に対する取組を一層強化するとともに再発防止に努める必要がある。

「開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について」については、以上のとおり報告する。そして、会計検査院としては、今後とも、ODAに関するコンサルタントとの委託契約について、特に再委託契約に関しては、JICA等が講じた再発防止策が有効に機能して、適正な契約の履行が確保されているか、引き続き検査していくこととする。

スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について

会計検査院は、16年12月26日に発生したスマトラ沖地震及びインド洋津波被害（以下

「津波等災害」という。)に際し、我が国が17年1月にインドネシア共和国に対して146億円、モルディブ共和国に対して20億円、スリランカ民主社会主義共和国(以下「スリランカ共和国」という。)に対して80億円の資金を供与したノン・プロジェクト無償資金協力事業(以下「ノンプロ無償資金協力事業」という。)の実施状況について、18年次に引き続き19年次においても、施設の建設や機材の調達のために供与された資金の執行状況を中心に、有効性等の観点から検査した。

案件実施のために締結した契約についてみると、下表のとおり、資金供与額に対する契約締結済額の割合である契約締結率は、19年3月末現在、モルディブ共和国及びスリランカ共和国では18年3月末現在と同様に90%以上となっており、インドネシア共和国では18年3月末現在の58.4%から89.8%に上昇していた。

資金供与額に対する支払済額の割合である支払率は、19年3月末現在、インドネシア共和国では62.7%、モルディブ共和国では80.9%、スリランカ共和国では77.5%となっていた。これは、ノンプロ無償資金による事業の内容は、施設の工事に係る契約が多く、契約締結後も工事の完了までに相応の工期を要し、工事の進ちょくに応じて資金を支払うことになっているため、18年3月末現在に比べて工事が進ちょくし、3箇国の19年3月末現在の支払率が上昇したことによるものである。また、調達口座における残高は、19年3月末において、インドネシア共和国では約54億円、モルディブ共和国では約4億円、スリランカ共和国では約18億円の減少していた。

表 3箇国の資金の執行状況の推移

国名	年月	政府口座から調達 口座への受入金額 (円)	調達口座での資金の執行状況					
			契約			支払		支払後の残高(無 単位は円、\$は米 ドル)
			件数	金額(円)	契約締結率 (%)	金額(円)	支払率 (%)	
インドネシア 共和国	18年 3月末	14,600,059,325	108	8,526,959,242	58.4	2,990,672,270	20.5	11,609,387,055
	19年 3月末	14,600,059,325	169	13,106,386,978	89.8	9,156,431,271	62.7	5,443,628,054
モルディブ 共和国	18年 3月末	2,000,002,235	20	1,956,669,286	97.8	604,208,723	30.2	136,066,407 \$10,504,212.91 邦貨換算額計 1,396,571,956
	19年 3月末	2,000,002,235	21	1,891,686,658	94.6	1,617,101,824	80.9	5,633,264 \$3,182,777.54 邦貨換算額計 387,566,568
スリランカ 共和国	18年 3月末	8,000,009,316	86	7,506,743,290	93.8	3,423,649,226	42.8	4,576,364,911
	19年 3月末	8,000,009,316	96	7,778,198,010	97.2	6,201,120,890	77.5	1,798,893,247

注(1) 契約件数にはJICSとの調達代理契約が含まれ、契約金額にはその概算額(上限額)が含まれる。

注(2) 「政府口座から調達口座への受入金額」には我が国から供与された資金の他に、政府口座において発生し調達口座に入金された利息（インドネシア共和国59,325円、モルディブ共和国2,235円、スリランカ共和国9,316円）を含む。

注(3) モルディブ共和国及びスリランカ共和国における「支払後の残高」は、調達口座において発生した利息が含まれているため、「政府口座から調達口座への受入金額」から「支払」欄の金額を差し引いた金額とは一致しない。

注(4) インドネシア共和国及びモルディブ共和国については、一部の案件において締結された既存の契約が解除され、これに代わり新規に契約を締結するなどしているものがあり、モルディブ共和国では、18年3月末現在と比べ、契約締結率は低下している。

注(5) 「契約締結率(%)」及び「支払率(%)」は小数点第2位以下を四捨五入している。

そして、ノンプロ無償資金協力事業の中には、契約が締結されたが給付が完了に至っていない案件や、一部の案件において締結された既存の契約が解除され、これに代わり新規に契約を締結するなどしているものも見受けられる。これらの案件については、外務省において、被災地における需要等に応じた的確な実施や給付の早期完了に向けて相手国政府と一層連携し、また、相手国政府に働きかけを継続して行うことが必要である。

ノンプロ無償資金協力事業は、津波等災害に対する緊急援助として実施されたものであるため、相手国において、速やかに必要な施設が建設され機材が調達されて、これらの施設や機材が被災地等で災害復旧・復興のために使用されることが必要である。

したがって、会計検査院としては、本件ノンプロ無償資金協力事業によって施設が建設され、機材が調達されて完了することとなる事業に係る資金の執行状況について引き続き検査し、取りまとめが出来次第報告することとする。

また、事業が更に進ちょくし、ノンプロ無償資金協力事業が完了することとなった場合には、中長期的な事業効果が期待される災害復興のための施設の案件も含まれていることなどから、外務省においては、事業効果の評価を的確に行うことが必要である。

そして、会計検査院としては、緊急援助の最終受益者である被災地の住民に援助が届き、また、中長期的な事業効果が発現されるかどうか、外務省が行う本件ノンプロ無償資金協力事業に対する評価を踏まえた上で、今後の利活用の状況について引き続き検査していくこととする。